

第5回

仙台市部活動地域展開検討協議会

令和8年2月9日（月）
仙台市・仙台市教育委員会

次 第

〔報告1〕

前回の振り返り

〔報告2〕

国の新たなガイドライン

〔議 事〕

本市が示す部活動地域展開のあり方

〔その他〕

今後のスケジュール(案)

〔報告1〕 前回の振り返り

(1)本市の学校部活動を地域クラブ活動へ展開する時期

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
国	改革推進期間	改革実行期間	→				
		前期	→			中間評価	後期
休日は原則として、全ての部活動において地域移行を目指す。平日は、各種課題を解決しつつ推進する。							
県	改革推進期間	改革実行期間(仮)	→				
	休日の移行	→					
	平日の移行	休日の移行の状況を踏まえ取組を進める。					

[学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン第2版
令和7年3月 宮城県・宮城県教育委員会より 一部抜粋]

(2)地域クラブ活動における新たな価値

- ・生徒のニーズに応じた多種多様な体験
(1つの競技種目等に専念しないマルチな活動やレクリエーション的な活動等を含む)
- ・生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながりの創出
- ・地域の様々な人や 幅広い世代との豊かな交流・適切な指導者による良質な指導
- ・学校段階にとらわれない継続的な活動(引退のない継続的な活動)
- ・地域クラブの指導者による一貫的な指導

〔報告2〕 国の新たなガイドライン(1)

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
取組期間										
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じて可能な限り早期実現を目指す ・<u>まずは休日における地域の環境整備を着実に推進</u> 			<ul style="list-style-type: none"> ・改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※ 現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手 ・各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進(まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証) 						

〔部活動改革に関する新たなガイドライン（概要）R7.12.22.より一部抜粋〕

〔報告2〕 国の新たなガイドライン(2)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（趣旨・全体構成）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの

※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）

I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
 - (1) 基本的方針
 - (2) 改革期間及び取組方針（休日・平日）
 - (3) 留意事項

II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
 - (1) 趣旨
 - (2) 想定される認定の効果
 - (3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
 - (4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
 - (1) 地方公共団体における体制整備
 - (2) 国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
 - (3) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
 - (4) 関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
 - (1) 運営団体・実施主体の整備等
 - (2) 指導者の確保・育成
 - (3) 活動場所の確保
 - (4) 活動場所への移動手手段の確保
 - (5) 生徒の安全・安心の確保
 - (6) 障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
 - (1) 学校部活動に関する方針の策定等
 - (2) 指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
 - (1) 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
 - (2) 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
 - (3) 競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
 - (1) 大会等への参加の引率
 - (2) 大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

〔報告2〕 国の新たなガイドライン(3)

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要（主な内容）	
改革の理念等	<ul style="list-style-type: none"> ● 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実 ● 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備 ● 地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出
改革期間	<p style="text-align: center;">【中間評価】</p> <p>令和5年度～7年度 「改革推進期間」 → 令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期） 令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）</p>
取組方針	<p>休日 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、前期の間に確実に休日の地域展開等に着手（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）</p> <p>平日 各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</p>
認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組みを構築</p> <p>【呼称】「認定地域クラブ活動」 【想定される認定の効果】 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p>【主要要件】 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携</p>
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	<p>推進体制 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等</p> <p>各種課題への対応 ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p>ニーズ反映・参画促進等 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）</p>
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等） ● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等） ● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等） ● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）
関連制度	<p>従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む） 教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p>

〔報告2〕 国の新たなガイドライン(4)

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・週2日以上以上の休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

想定される認定の効果（メリット）

- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

〔報告2〕 国の新たなガイドライン(5)

学習指導要領における部活動の位置づけ

○教育課程外の活動

法令上、学校の設置義務はなく、学校の裁量で実施される。

○生徒の自主・自発性

生徒の自主的・自発的な活動と位置付けられ、義務ではない。

○教育効果

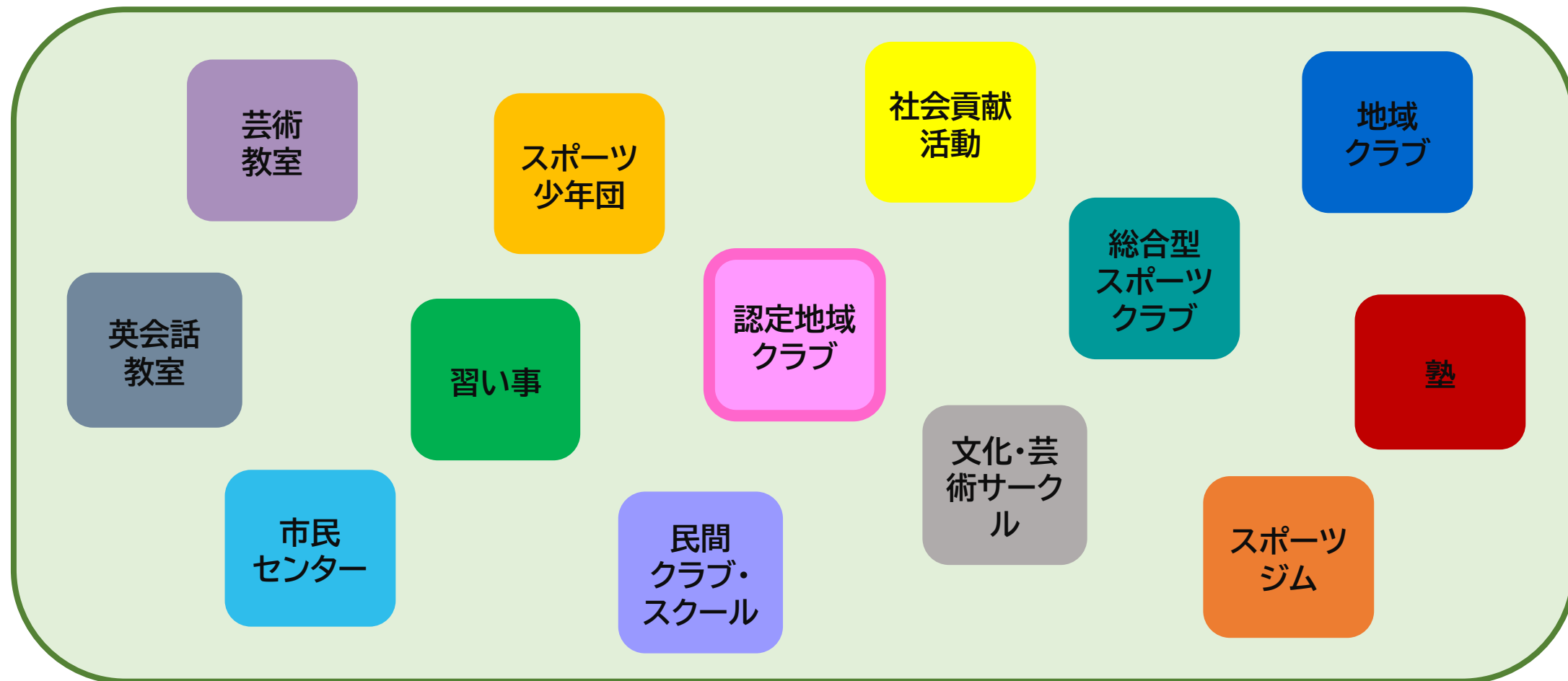
スポーツや文化活動を通じた学習意欲の向上、責任感・連帯感の涵養に資する。

〔議 事〕 本市が示す部活動地域展開のあり方

1. 「認定地域クラブ活動」を含めた、生徒の休日の地域展開後の活動の場の確保について
2. 休日の部活動地域展開の開始時期(スケジュール)について

〔議事1-参考(1)〕

地域展開後は、部活動はなくなるが、認定地域クラブ活動を含めた多種多様な選択肢の中から選択し活動する。

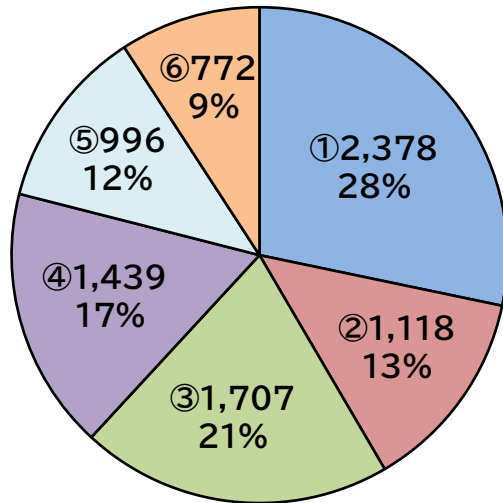


〔議事1-参考(2)〕

地域のスポーツ活動や文化活動のニーズと地域展開への期待

アンケート結果から (生徒・保護者)

問6 あなたが、地域のスポーツ活動や文化活動に参加する場合、どのようなものを求めますか(複数回答可)

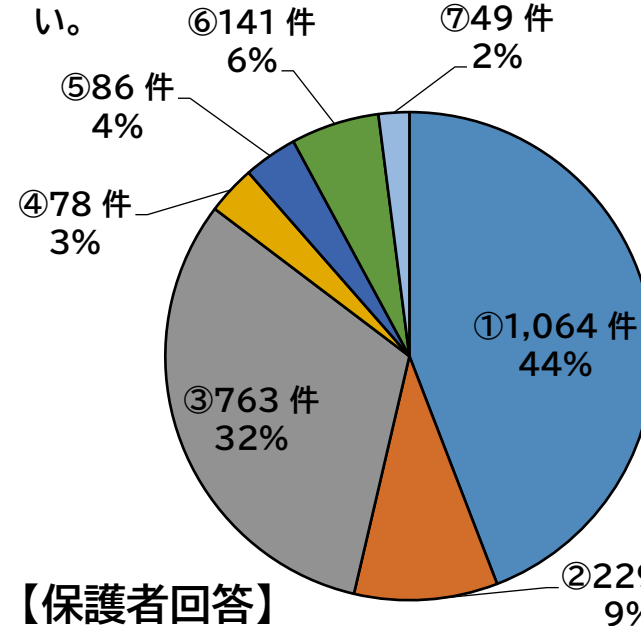


- ①友達と楽しめること,
- ②誰でも気軽に参加できること
- ③専門的な指導を受けられること
- ④練習は厳しくても真剣勝負ができること
- ⑤平日の部活動等とは違う活動ができること
- ⑥学校区を超えて交流できること

【生徒回答】

友達と楽しめることや気軽に参加できること、専門的な指導を受けられることなど、生徒には様々なニーズがあることが分かる。

問8:あなたが、休日における地域のクラブ活動等の内容に期待することはなんですか。最もあてはまるものを1つ選んで下さい。



- ①楽しみながらスポーツ・文化活動に取り組める機会の確保
- ②気軽に参加できること
- ③練習や試合に一生懸命取り組めること
- ④成績や結果を重視する活動
- ⑤複数の種目・活動に参加し、自分に合うものを見つけ出すこと
- ⑥小学校から続けてきた活動(スポーツ少年団や合唱団など)に所属して継続すること
- ⑦世代を超えて交流すること

【保護者回答】

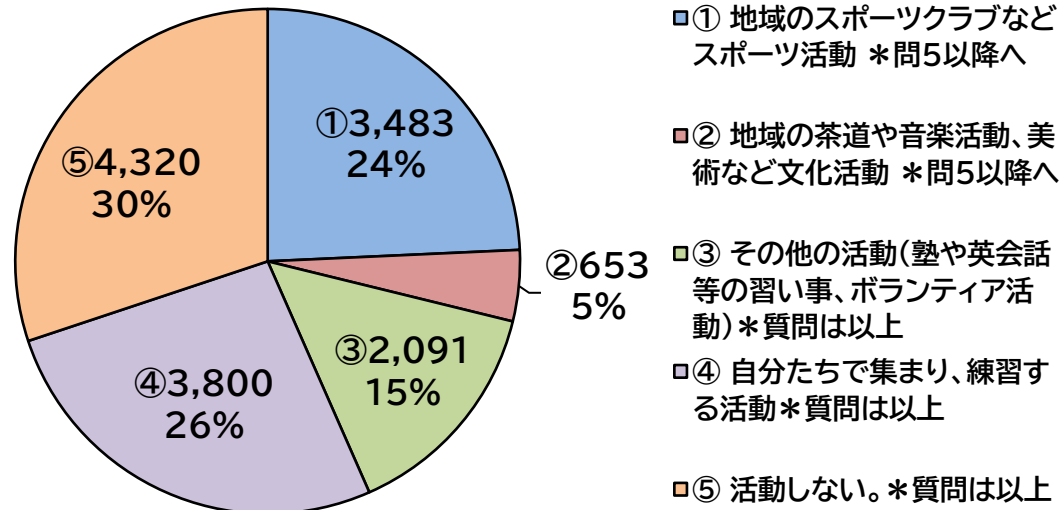
保護者は、子どもが楽しく気軽に参加できることや、練習に一生懸命取り組むことを期待していることが分かる。

〔議事1-参考(3)〕

多様な活動の場からの選択と地域展開の効果

アンケート結果から (生徒・教員)

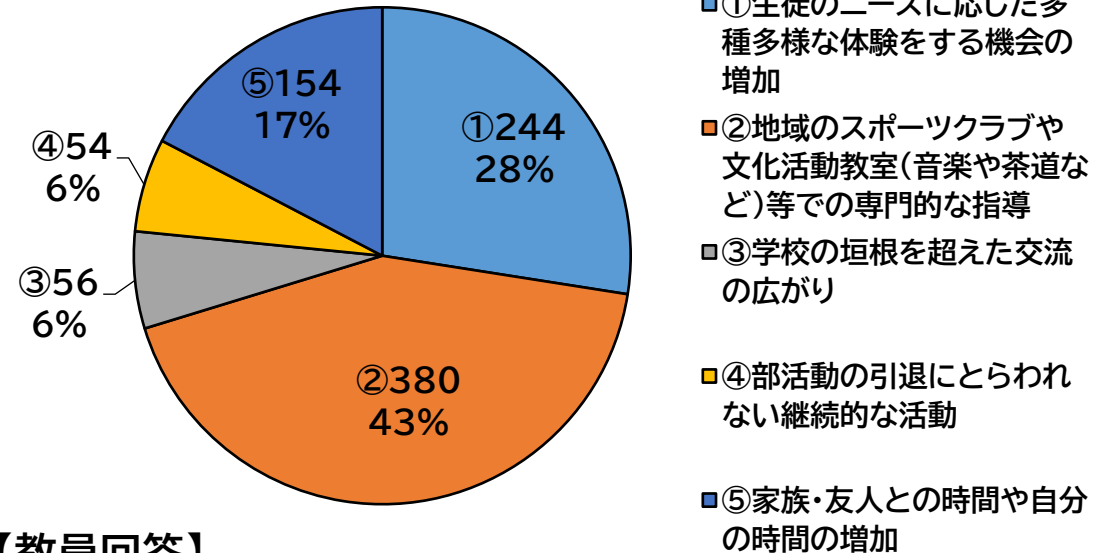
問5：休日の部活動がなくなり、自分で活動の場を選べるようになった場合、あなたはどのような活動がしたいですか。最も当てはまるものを選択



【生徒回答】

生徒の活動に対する考え方や選択肢が多様化していることが分かる。また、地域スポーツ・文化活動に参加したいと29%が回答したことも分かる。

問8：休日の部活動を地域展開することにより、最も期待できる生徒への効果は何ですか？ご自身の考えに最も近いものを選んで下さい。



【教員回答】

教員は、生徒たちが多種多様な体験をする機会が増えることや、専門的な指導を受けられることを期待していることが分かる。

〔議事1-参考(4)〕 国の新たなガイドライン（再掲）

認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、 <u>生徒の豊かで幅広い活動機会の保障</u> (選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む)
②活動時間・休養日	・平日は1日2時間程度以内、 <u>休日は1日3時間程度以内</u> ・週2日以上 <u>の休養日を設定</u> (休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定)
③参加費等	・活動の維持・運営に必要な範囲で <u>可能な限り低廉な参加費等を設定</u> (国が示す目安を踏まえる)
④指導体制	・暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底 (日本版DBSの活用を含む) ・市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導 (※) (※) 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築 (研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定)
⑤安全確保	・生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入 (参加者及び指導者等)
⑥運営体制	・関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

(※) 円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける (原則として令和8年度末まで)

想定される認定の効果 (メリット)

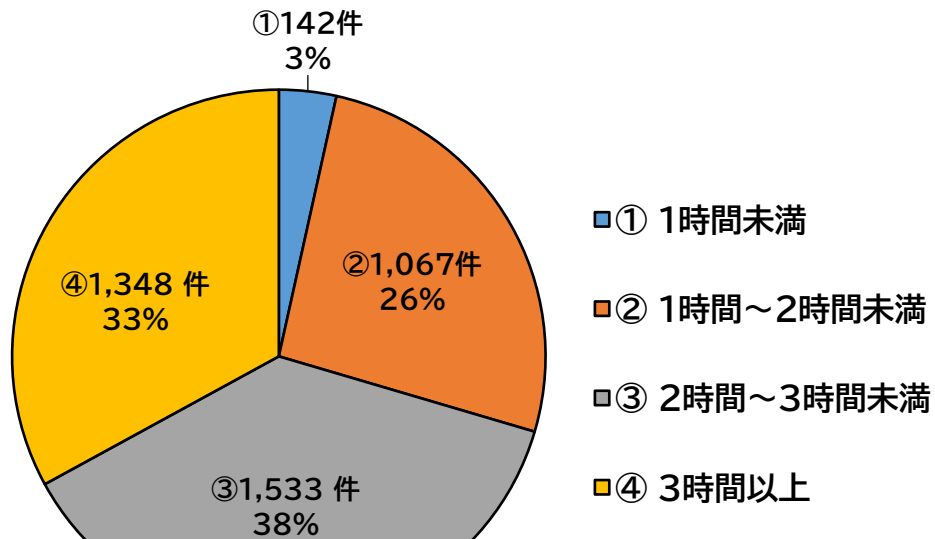
- ①生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ②地域クラブ活動の運営等への公的支援 (財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等)
- ③地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

〔議事1-参考(5)〕

休日の地域クラブ活動に期待する一日あたりの活動時間

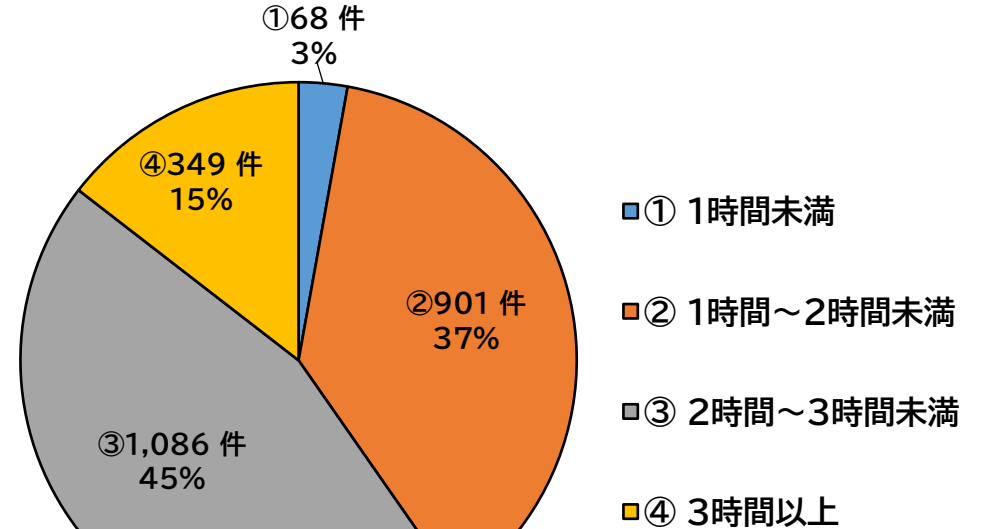
アンケート結果から（生徒・保護者）

問7:あなたが、地域のスポーツ活動や文化活動に参加する場合、休日1日あたりの活動時間はどのくらいがいいですか。



【生徒回答】

問9:地域のクラブ活動等に参加させる場合、休日の活動時間はどの程度が望ましいと考えますか。

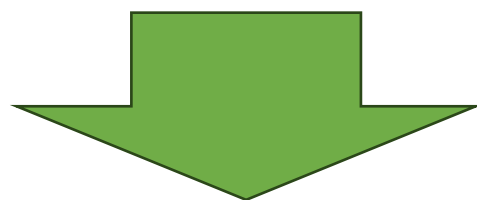


【保護者回答】

生徒・保護者とも3時間未満と回答している割合が多く、現在の部活動と同程度の活動時間が望ましいと捉えていることが考えられる。一方、3時間以上と回答している生徒・保護者も一定数いることが分かる。

〔議 事〕 本市が示す部活動地域展開のあり方

1. 「認定地域クラブ活動」を含めた、生徒の休日の地域展開後の活動の場の確保について

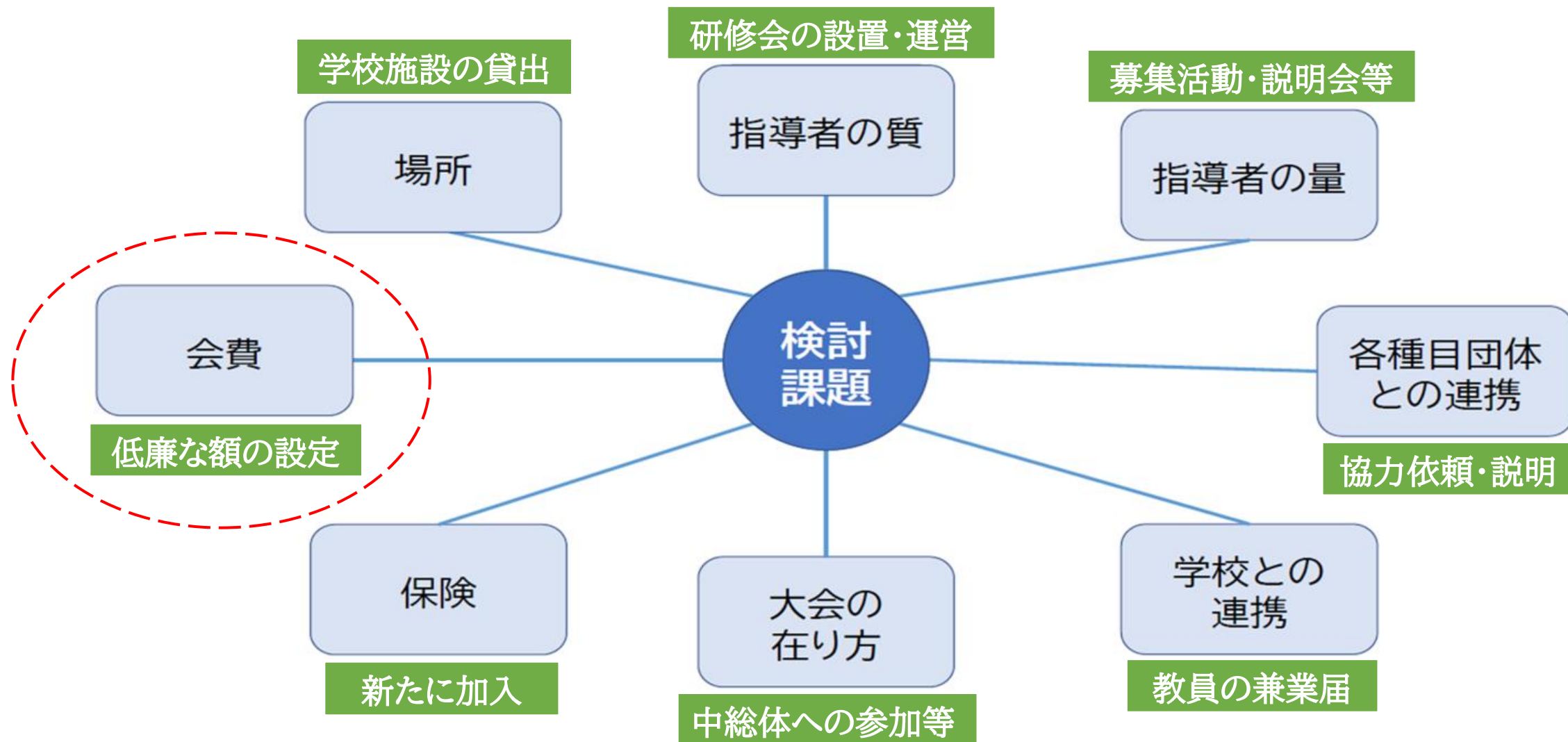


事務局(案)

- (1) 「認定地域クラブ活動」の認定や、多様な活動についての情報提供を行いながら、生徒の幅広い選択肢を確保していく。
- (2) 「認定地域クラブ活動」の認定要件は、国が示す認定要件を踏まえて検討する。

〔議事1-参考(6)〕

・認定地域クラブ活動の課題や検討事項

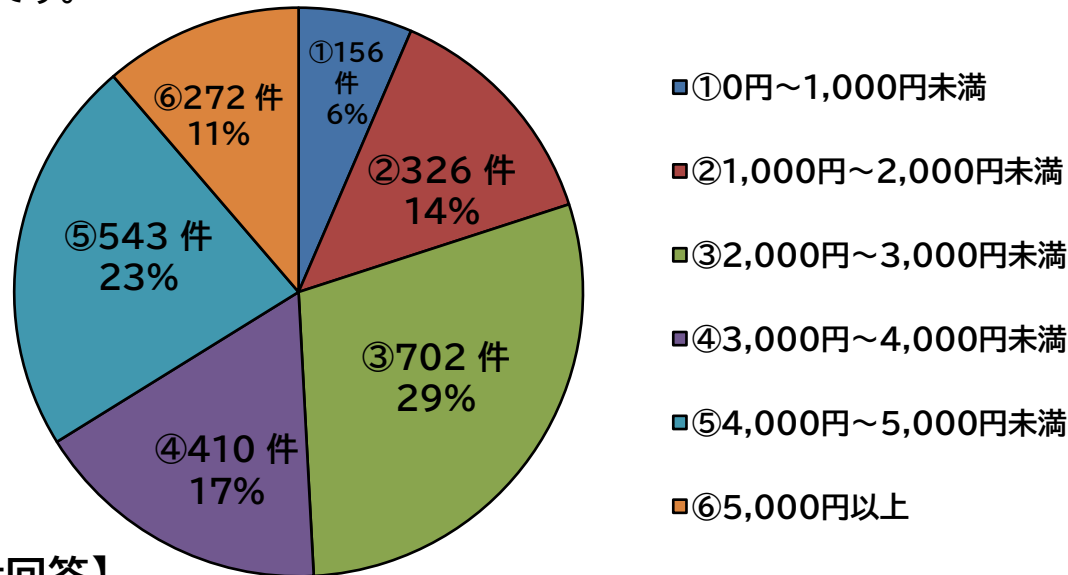


〔議事1-参考(7)〕

地域クラブ活動へ支払う受益者負担額の妥当性

アンケート結果から(保護者)

問10:あなたは休日の部活動が地域に展開することになった場合、地域クラブ活動の月謝(自己負担)はいくらが妥当だと考えますか *質問は以上です。



【保護者回答】

0円~3,000円未満の回答が49%、3,000円以上の回答が51%と回答している。会費等の設定には留意する必要があるが、地域クラブへの参加には費用が掛かることを認識していることが分かる。

国の参加費のイメージ(参考)

休日に週1日、月4日程度の活動を実施する場合は、月額1,000~3,000円程度を参加費のイメージとする。

ただし、地域の実情や実施回数、実施体制、競技種目等の特性などを踏まえ、例えば、月額数百円程度や月額4,000円程度とすることなども含め、多様な設定があり得る。

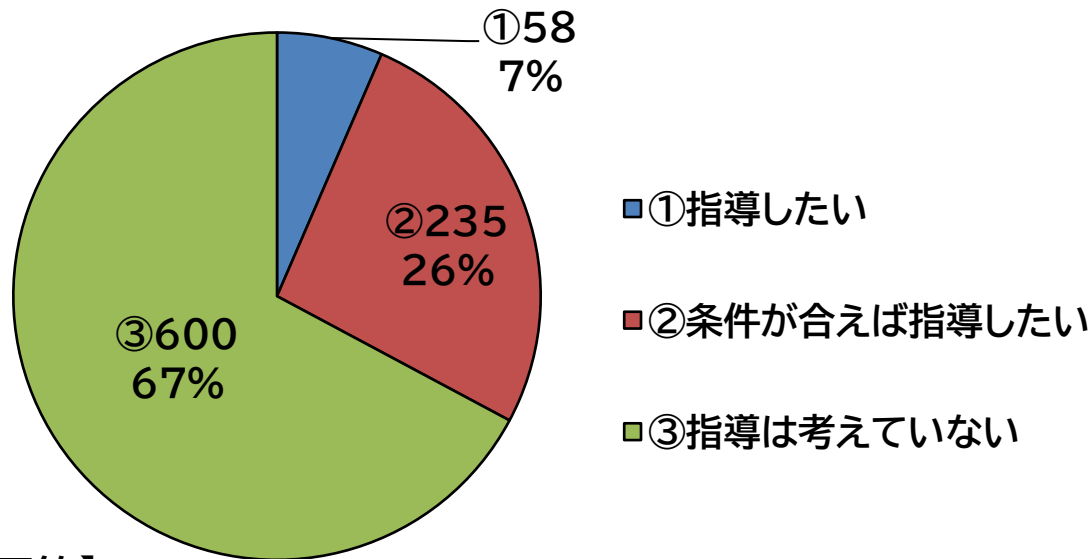
〔部活動の地域展開等推進事業の生徒の参加費等の支援より抜粋〕

〔議事1-参考(8)〕

地域展開後の教員の地域クラブへの関わり

アンケート結果から(教員)

問7: 休日の部活動が地域に展開した場合、地域クラブへの関わり方について、現在の考えをお聞かせ下さい。



【教員回答】

地域クラブで指導したいと考えている教員の割合は、「条件が合えば指導したい」も含めると33%いることが分かる。

地域クラブ実証事業の様子



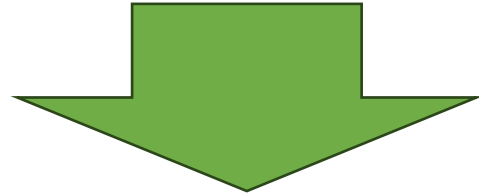
野球

ラグビー

陸上

〔議 事〕 本市が示す部活動地域展開のあり方

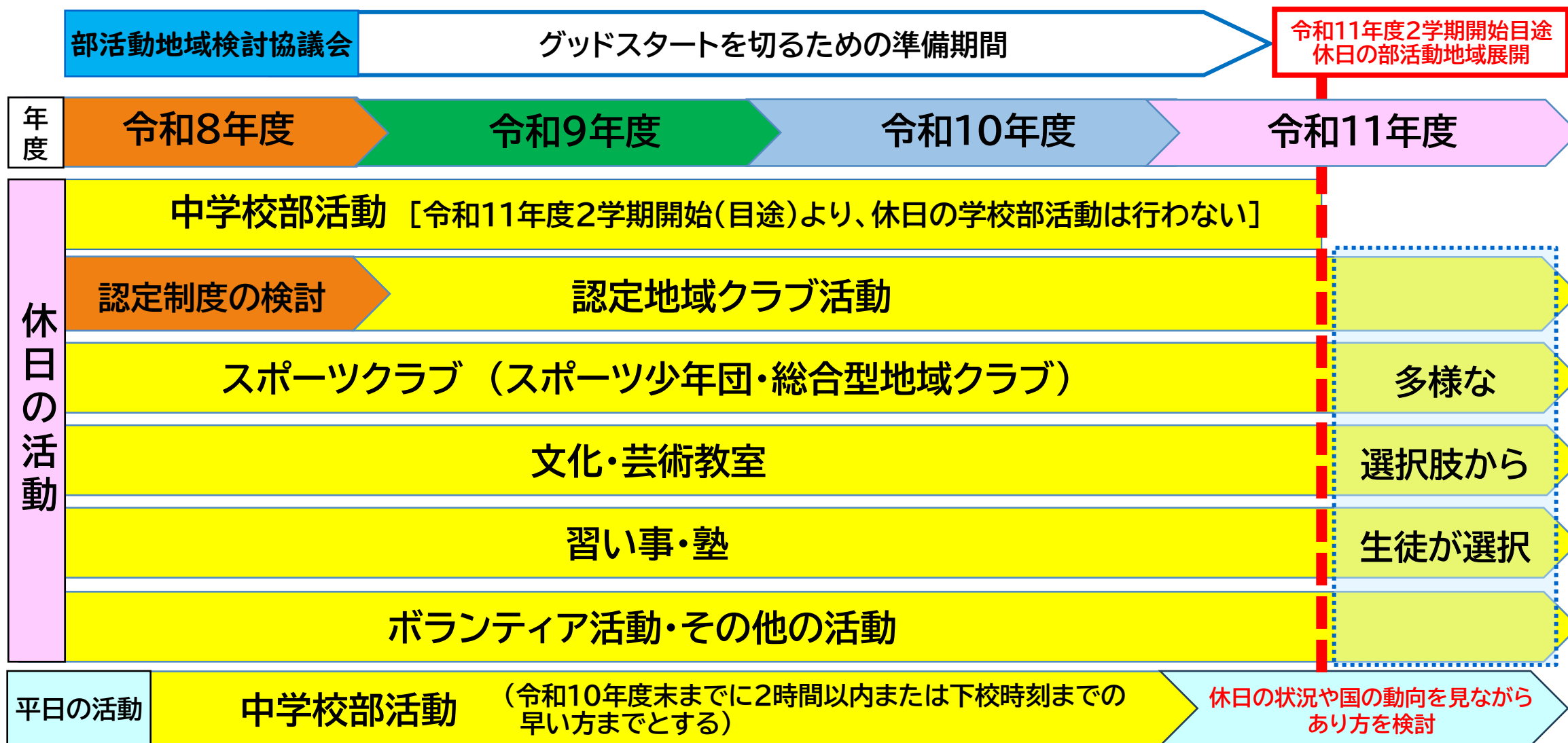
2. 休日の部活動地域展開の開始時期(スケジュール)について



事務局(案)

- (1) 令和11年度2学期開始(目途)より、休日の学校部活動は行わない。(地域展開)
なお、平日の部活動は、令和10年度末までに2時間以内または下校時刻までの早い方までとする。

〔議事2-参考(1)〕 休日の部活動地域展開の開始時期(スケジュール)



本日の議事・事務局案（再掲）

1. 「認定地域クラブ活動」を含めた、生徒の休日の地域展開後の活動の場の確保について

事務局(案)

- (1) 「認定地域クラブ活動」の認定や、多様な活動についての情報提供を行いながら、生徒の幅広い選択肢を確保していく。
- (2) 「認定地域クラブ活動」の認定要件は、国が示す認定要件を踏まえて検討する。

2. 休日の部活動地域展開の開始時期(スケジュール)について

事務局(案)

- (1) 令和11年度2学期開始(目途)より、休日の学校部活動は行わない。(地域展開)
なお、平日の部活動は、令和10年度末までに2時間以内または下校時刻までの早い方までとする。

〔その他〕 今後のスケジュール（案）

時 期		今後の予定（案）
令和7年度	2月	第5回 部活動地域展開検討協議会 (アンケート結果、国からの新たな方針、本市の方向性)
令和8年度	6月	第6回 部活動地域展開検討協議会 (「基本的な方針等を定める計画」素案、地域クラブ認定制度素案)
	10月	第7回 部活動地域展開検討協議会 (「基本的な方針等を定める計画」中間案、地域クラブ認定制度案)
	2月	第8回 部活動地域展開検討協議会 (「基本的な方針等を定める計画」最終案)